



三重県公報

令和7年5月16日（金）

第 617 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
40	身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
	告 示		
354	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	12
355	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(担い手支援課)	12
356	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	13
357	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	13
358	証紙の販売人の住所を変更した旨の届出	(出納局)	13
	公 安 委 告 示		
12	道路交通法の規定による地域交通安全活動推進委員の委嘱	(公安委員会)	14
	公 告		
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総務課)	19
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	19
	同件	(同)	19
	同件	(同)	19
	同件	(同)	20
	同件	(同)	20
	同件	(同)	20
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	20
	特 定 調 達 公 告		
	随意契約の相手方を決定した旨	(税務企画課)	20
	同件	(デジタル改革推進課)	20
	落札者を決定した旨	(警察本部)	21
	同件	(同)	21

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年五月十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（身体障害者手帳の交付申請等） 第三条 法第十五条第一項の規定による交付申請は、第二号様式の身体障害者手帳交付申請書によるものとする。	（身体障害者手帳の交付申請） 第三条 法第十五条第一項の規定による交付申請又は施行令第十条第一項の規定による再交付申請は、第二号様式の身体障害者手帳（再）交付申請書によるものとする。
2 身体障害者福祉法施行規則第七条第一項及び第八条第一項の規定による再交付申請は、第二号様式の二の身体障害者手帳再交付申請書によるものとする。	

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

(申請者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

(*) 申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとする本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。

(*) 複数の障害申請をされる場合、（ 一部交付 ・ 全部交付 ）を希望します。

身体 障 が い 者 本 人	フリガナ							生年月日	年 月 日			
	氏 名											
	居 住 地	〒						電話番号				
	個 人 番 号											
市町村欄		個人番号チェック欄										
		☐ 番号確認（番号が正しいか） ☐ 本人確認（番号の正しい持ち主か）										

(備考)

身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。その場合は、保護者欄に必要事項を記入してください。

保 護 者	フリガナ							生年月日	年 月 日			
	氏 名											
	居 住 地	〒						本人との 続 柄				
								電話番号				

三重県知事 宛て

私は、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

医師の情報提供に係る同意欄

※いずれかの番号を○で囲んでください。

今回申請するに当たって、三重県から診断書作成医師に認定に必要な事項を問い合わせることに

1 同意します。

2 同意しません。必要な場合は書類一式の返却を受けて、私から医師に整備を依頼します。

※裏面の記入上の注意事項をお読みください。

県 欄	決 定 等 級	再 認 定
	級 種	

町役場受付	福祉事務所受付	三重県受付

【記入上の注意事項】

1. 表面の医師の情報提供に係る同意欄には、該当する番号を選択し、必ず○囲みしてください。
2. 申請者においては、表面の太線枠内 は、記入しないでください。
3. 下記の申請に必要な書類を添えて提出してください。

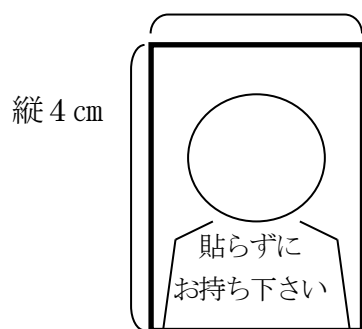
(1) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定により指定された医師が最近作成した診断書 1部

※診断書により現在の障害の程度が証明されることとなりますので、診断書作成日から1か月以内のものを提出してください。それを超えるものは、市町役場窓口とご相談ください。

※障害ごとに診断書の様式が異なりますので、ご注意ください。

(2) 証明写真 2部（一部交付希望の場合は、障害申請数+1）

※縦4cm 横3cm、脱帽正面向き、最近1年以内に撮影したもの
横3cm



第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の2（第3条関係）

身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

(申請者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

(*) 申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとする本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。

(*) 複数の障害申請をされる場合、（ 一部交付 ・ 全部交付 ）を希望します。

身体 障 が い 者 本 人	フリガナ											生年月日	年 月 日	
	氏 名													
	居 住 地	〒										電話番号		
個人番号														
市町村欄		個人番号チェック欄												
		☐ 番号確認（番号が正しいか） ☐ 本人確認（番号の正しい持ち主か）												

既手帳交付内容

手帳番号		交付年月日	
等 級	種 級	再交付年月日	
障 害 名			

(*) 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。その場合は、保護者欄に必要事項を記入してください。

保 護 者	フリガナ											生年月日	年 月 日	
	氏 名													
	居 住 地	〒										本人との 続 柄		
												電話番号		

三重県知事 宛て

私は、身体障害者福祉法施行規則第7条第1項及び第8条第1項の規定により、次の理由により身体障害者手帳の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

理 由	※裏面の再交付申請理由欄を選択してください
-----	-----------------------

※裏面の記入上の注意事項をお読みください。

県 欄	決 定 等 級	再 認 定
	級 種	

町役場受付	福祉事務所受付	三重県受付

【再交付申請者用】

再交付申請理由 ※下にある項目で該当するものに○をつけてください。

- | | | | | |
|----------|---------|-----------|---------|-----|
| ・障害程度の変更 | ・障害名の追加 | ・再認定時期の到来 | ・障害名の変更 | ・破損 |
| ・紛失 | ・写真交換 | ・取替 | ・一部返還 | |

医師の情報提供に係る同意欄 ※いずれかの番号を○で囲んでください。

今回申請するに当たって、三重県から診断書作成医師に認定に必要な事項を問い合わせることに

- 1 同意します。
- 2 同意しません。必要な場合は書類一式の返却を受けて、私から医師に整備を依頼します。

【記入上の注意事項】

1. 上記の医師の情報提供に係る同意欄には、該当する番号を選択し、必ず○囲みしてください。
2. 申請者においては、表面の太線枠内 は、記入しないでください。
3. 下記の申請に必要な書類を添えて提出してください。

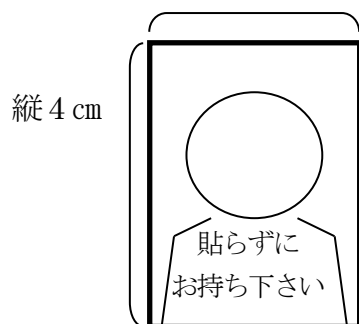
(1) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定により指定された医師が最近作成した診断書 1部

※診断書により現在の障害の程度が証明されることになりますので、診断書作成日から1か月以内のものを提出してください。それを超えるものは、市町役場窓口とご相談ください。

※障害ごとに診断書の様式が異なりますので、ご注意ください。

(2) 証明写真 2部（一部交付希望の場合は、障害申請数+1）

※縦4cm 横3cm、脱帽正面向き、最近1年以内に撮影したもの
横3cm



第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

身体障害者居住地等変更届書

年 月 日

三重県知事 宛て

(届出者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

私は、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

届出事由	居住地変更 ・ 氏名変更 ・ その他 ()
異 動 日	

変更内容（変更事項のみ記載してください）

	旧（変更前）	新（変更後）
手帳所持者	フリガナ	
	氏 名	
	居 住 地 〒	〒
	電話番号	
	個人番号	
保 護 者	フリガナ	
	氏 名	
	居 住 地 〒	〒
	生年月日 年 月 日	年 月 日
	電話番号	
	続 柄	

既交付の身体障害者手帳の記載内容

氏 名		生年月日	年 月 日
手帳番号	交付年月日	年 月 日	等級 種 級
障 害 名			

第 号

年 月 日

三重県知事 宛て

福祉事務所長又は町長

上記のとおり身体障害者手帳に記載したので送付します。

市 町 欄	個人番号チェック欄
	☐ 番号確認（番号が正しいか）
	☐ 本人確認（番号の正しい持ち主か）

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

身体障害者手帳返還届

年 月 日

三重県知事 宛て

(届出者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

下記の理由により、身体障害者手帳を返還します。

記

手 帳 所 持 者	フリガナ							生年月日	年 月 日			
	氏 名											
	居 住 地	〒										
	個人番号											
返 還 理 由		1. 死亡のため（死亡した日を返還事由発生日に記載） 2. 障害程度の軽減（治癒）のため 3. その他（理由 ）										
返還事由発生日		年 月 日										

返還する手帳の記載内容

手帳番号		交付年月日	年 月 日	総合等級	
障 害 名					

第 号

年 月 日

三重県知事 宛て

福祉事務所長又は町長

上記のとおり身体障害者手帳が返還されたので送付します。

市 町 欄	個人番号チェック欄
	☐ 番号確認（番号が正しいか）
	☐ 本人確認（番号の正しい持ち主か）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の身体障害者福祉法施行細則（次項において「旧規則」といふ。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 354 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医 療 機 関 の 称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	みんなの薬局	桑名市西別府 296-1		薬局	令和 7 年 5 月 1 日
薬局	健やか薬局藤ヶ丘店	津市久居明神町 1200-2		薬局	令和 7 年 5 月 1 日
薬局	健やか薬局白塚店	津市白塚町 3702-3		薬局	令和 7 年 5 月 1 日
薬局	ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4		薬局	令和 7 年 5 月 1 日
薬局	いせ一之木薬局	伊勢市一之木 2 丁目 12 番 10 号		薬局	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション デューン鈴鹿	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号 第 4 不二ビル 102 号室		訪問看護	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション たきび	鈴鹿市西条 1 丁目 18-3 第一コーポ優伽里 102		訪問看護	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護	アクア訪問看護ステーション	松阪市西之庄町 51-2		訪問看護	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護	よきかな訪問看護ステーション	鈴鹿市庄野東 1 丁目 7-21 リンデン小林 105 号室		訪問看護	令和 7 年 5 月 1 日
病院・診療所	四日市ヘルスプラス診療所	四日市市下海老町字平野 52 番 1	内科	腎臓	令和 7 年 5 月 1 日

三重県告示第 355 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
三重県信用農業協同組合連合会
三重県津市栄町一丁目 960
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
令和 7 年度就農施設等資金三重県貸付金の償還等に係る事務委託

- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和7年4月1日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

三重県告示第356号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和7年5月16日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成15年7月24日 第22号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢米穀企業組合	理事長 濱瀬 智章	三重県伊勢市河崎1丁目9番24号

- 3 変更内容
農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
奥岡 久裕	玄米	K242003677

三重県告示第357号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

令和7年5月16日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成17年5月19日 第38号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社米彦商店	代表取締役 酒徳 直也	三重県伊勢市黒瀬町1574番地1

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（玄米）
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
酒徳 直也	玄米	K242004512

- 7 登録の更新日
令和7年5月2日

三重県告示第358号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、住所を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和7年5月16日

販売人の氏名（名称）	住 所		変更年月日
	旧	新	
一般財団法人 三重県交通安全協会 大台地区交通安全協会	三重県多気郡大台町佐原848 番地	三重県多気郡大台町上三瀬 877 番地 5	令和 7 年 5 月 7 日

公安委 告 示

三重県公安委員会告示第 12 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 29 第 1 項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を令和 7 年 4 月 1 日委嘱しました。

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄		
氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
永 井 甲四郎	桑 名 警 察 署 交 通 第 一 課 (電話 0594-24-0110)	桑 名 警 察 署 の 管 轄 区 域
加 藤 誠 俊		
鈴 木 艶 子		
野 呂 せつ子		
伊 藤 芳 春		
岡 田 文 明		
水 谷 勝 之		
黒 宮 貞 義		
立 原 康 雄		
木 村 洋 子		
山 家 和 義		
服 部 喜 義		
加 藤 恒 子		
柿 澤 一 太		
杉 野 保	い な べ 警 察 署 交 通 課 (電話 0594-84-0110)	い な べ 警 察 署 の 管 轄 区 域
伊 藤 富 男		
出 口 久 雄		
伊 藤 薫		
水 谷 敦 夫		
位 田 宏		
出 口 誠 記		
古 市 隆 史		
西 畑 悦 雄		
藤 岡 宗 男		
伊 藤 高 美	四 日 市 北 警 察 署 交 通 課 (電話 059-366-0110)	四 日 市 北 警 察 署 の 管 轄 区 域
内 田 寛		
金 森 規 之		
内 田 秀		
伊 藤 正 章		
武 藤 まゆみ		

鈴木 久 敏		
服 部 英 和		
内 田 かをり		
下 田 誠 之		
田 中 義 和		
山 村 孝 一		
眞 弓 俊 和		
石 川 悦 代		
小 林 努		
武 藤 範 幸		
東 尚 登		
山 本 浩 一		
鈴木 主 計	四 日 市 南 警 察 署 交 通 第 一 課 (電話 059-355-0110)	四 日 市 南 警 察 署 の 管 轄 区 域
山 田 巧		
宮 崎 節 夫		
須 藤 成 則		
水 野 孝 美		
川 口 裕		
曾 根 栄 子		
宮 本 昇		
中 上 高 峰		
平 山 賢 二		
山 本 典 孝		
福 嶋 廣		
高 島 進		
伊 藤 文 隆		
水 谷 昌 史		
島 田 友 博		
小 川 隆 志		
川 村 佳 弘		
神 谷 任 男		
曾 根 卓 男		
北 住 多喜生	四 日 市 西 警 察 署 交 通 課 (電話 059-394-0110)	四 日 市 西 警 察 署 の 管 轄 区 域
増 田 三 之		
安 藤 孝		
伊 藤 幹 夫		
市 川 鈴 代		
位 田 嘉 則		
小 山 毅 志		
西 脇 孝 司		
前 芝 三 廣		
村 山 はる美		
國 分 清 一	亀 山 警 察 署 交 通 課 (電話 0595-82-0110)	亀 山 警 察 署 の 管 轄 区 域
青 新 一		
石 井 ひろみ		

田 辺 洋 子		
田名瀬 多美子	鈴 鹿 警 察 署 交 通 第 一 課 (電話 059-380-0110)	鈴 鹿 警 察 署 の 管 轄 区 域
大 原 多智子		
中 村 美穂子		
黒 田 清 美		
杉 野 和 男		
樋 口 貴 美		
板 持 晴 實		
谷 暁 子		
山 本 誉 典		
吉 村 正 憲		
吉 原 勝 範		
山 鹿 昇		
服 部 淳 子		
大 野 ひさ子		
城 野 高 潔		
吉 澤 いち子		
水 谷 貴 知		
佐 藤 和		
若 林 五 月		
佐 藤 健 治		
杉 本 五 月		
坂 倉 初 子		
村 上 裕 子		
波多野 捷 一	津 警 察 署 交 通 第 一 課 (電話 059-213-0110)	津 警 察 署 の 管 轄 区 域
村 田 正 典		
渡 辺 味		
池 田 雅 敏		
崎 祐		
橋 本 雅 夫		
蔦 木 康 治		
角 谷 博		
増 井 将		
佐 藤 男 也		
河 戸 一		
倉 田 雅 宏		
大河内 寛 也		
赤 松 紀 子		
堀 口 登志子		
中 川 繁		
秋 山 さなみ		
羽津本 久 治		
鈴 木 一 彦		
横 田 明 人		
西 畑 蓮 一		

奥 野 友 一	津 南 警 察 署 交 通 課 (電話 059-254-0110)	津 南 警 察 署 の 管 轄 区 域
宮 田 晴 美		
山 川 芳 春		
棚 橋 稔		
菅 内 章 夫		
大 田 雅 久		
福 山 哲 彦		
立 嶋 秀 二		
服 部 順 子		
北 本 敦 子		
横 井 とよ子		
藪 北 淳 司		
大 西 治	松 阪 警 察 署 交 通 第 一 課 (電話 0598-53-0110)	松 阪 警 察 署 の 管 轄 区 域
中 川 竹 男		
北 村 美 次		
野 崎 裕		
廣 田 美恵子		
折 戸 裕 幸		
谷 村 亀三郎		
竹 中 秀 夫		
安 部 信 行		
飯 田 佳 夫		
沼 田 穂 積		
岩 崎 多 平		
若 松 勇 蔵		
北 井 久		
田 上 栄 子		
脇 田 博 之		
中 谷 由香里		
城 代 密 廣		
谷 口 寿		
西 浦 正 清		
竹 内 一		
浅 井 重 久		
奥 村 紳 一		
片 山 進		
伊 藤 恒 明		
田 牧 栄 一	大 台 警 察 署 地 域 交 通 課 (電話 0598-84-0110)	大 台 警 察 署 の 管 轄 区 域
稲 葉 元		
中 西 直 明		
野 呂 泰 道		
西 尾 雄 三	伊 勢 警 察 署 交 通 第 一 課 (電話 0596-20-0110)	伊 勢 警 察 署 の 管 轄 区 域
新 武 則		
杉 本 久美子		
小 池 朱 美		

山 本 博 文		
中 村 行 雄		
松 本 敬 子		
濱 荻 隆 平		
中 西 将 文		
濱 口 祐 彦		
松 本 育 子		
山 根 健 吾		
森 本 保 治		
中 村 嘉 一		
山 本 豊		
中 村 幸 夫		
秋 本 茂		
西 尾 幸 久		
河 村 イキ子	鳥 羽 警 察 署 交 通 課 (電話 0599-25-0110)	鳥 羽 警 察 署 の 管 轄 区 域
谷 口 肇		
市 場 正 一		
中 村 幸 成		
西 藤 雅 人		
西 飯 和 己		
宮 本 久 代		
大 山 公 久		
栗 原 敏 幸	尾 鷲 警 察 署 交 通 課 (電話 0597-25-0110)	尾 鷲 警 察 署 の 管 轄 区 域
民 部 成 子		
和 手 伸 子		
倉 崎 路易子		
楠 大 史		
嶺 地 浩 正		
宮 坂 幸治郎		
宮 田 哲 弘	熊 野 警 察 署 地 域 交 通 課 (電話 0597-88-0110)	熊 野 警 察 署 の 管 轄 区 域
庵 前 佳 生		
和 田 幸 子		
和 田 健一郎		
松 岡 功	紀 宝 警 察 署 地 域 交 通 課 (電話 0735-33-0110)	紀 宝 警 察 署 の 管 轄 区 域
南 賀代子		
小 西 純 也		
玉 置 信 幸		
高 村 一 成	伊 賀 警 察 署 交 通 課 (電話 0595-21-0110)	伊 賀 警 察 署 の 管 轄 区 域
桂 昇 三		
花 本 浅 美		
柳 本 嘉 子		
長 濱 紀代子		
角 田 まゆみ		
橋 爪 誠		
堂 山 敏 夫		

山 本 利 幸		
福 山 孝 榮		
神 戸 照 男		
輪 田 龍 治		
北 村 節 江	名 張 警 察 署 交 通 課 (電話 0595-62-0110)	名 張 警 察 署 の 管 轄 区 域
磯 澤 光 佐 子		
吉 田 彰 夫		
山 口 敏 明		
山 家 常 央		
福 井 静 子		
後 藤 康 夫		
田 原 榮 治		
山 路 憲 一		
松 本 秀 人		
関 経 寛		

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 7 年 4 月 16 日に下記の方々を
県民功労者として表彰しました。

三 重 県 知 事 一 見 勝 之			
功 勞 区 分	名 前	市 町 名	登録番号
地 方 自 治	前野 和美	津市	616 号
教 育	高臣 文祥	四日市市	617 号
文 化	ヴォーカルアンサンブル《E S T》	津市	618 号
保 健 衛 生	二井 栄	鈴鹿市	619 号
水 産 業	三橋 十九生	志摩市	620 号
商 工 業	朝尾 高明	熊野市	621 号
土 木 建 設	山下 晃	四日市市	622 号
環 境	朴 恵淑	津市	623 号
警 察 活 動 協 力	中 誠太郎	伊賀市	624 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、其村土地改良区（津市一志町八太 1358-1）
の定款の変更を認可しました。

三 重 県 知 事 一 見 勝 之			
土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、桃園西部土地改良区（津市牧町 309）の 定款の変更を認可しました。	令和 7 年 5 月 16 日		

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、桃園西部土地改良区（津市牧町 309）の
定款の変更を認可しました。

三 重 県 知 事 一 見 勝 之			
土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、大仰石橋土地改良区（津市一志町大仰 369-1） の定款の変更を認可しました。	令和 7 年 5 月 16 日		

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、大仰石橋土地改良区（津市一志町大仰 369-1）
の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 5 月 16 日			
-----------------	--	--	--

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、久居市風早池土地改良区（津市久居明神町 2404）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、徳田町土地改良区（鈴鹿市徳田町 1006 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
亀山都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県総合税システム維持管理業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和 7 年 3 月 28 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市羽所町 700 番地
富士通 J a p a n 株式会社東海公共ビジネス部 部長 馬渕 正人 |
| 5 | 契 約 金 額 | 94,380,000 円（うち消費税及び地方消費税 8,580,000 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特 定 役 務 の 名 称	在宅勤務システム運用保守業務
2	担 当 部 局	三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課
3	契約の相手方を決定した日	令和 7 年 4 月 1 日
4	契 約 の 相 手 方	愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ ネットワンシステムズ株式会社 中部支社 支社長 松本 陽一
5	契 約 金 額	45,784,618 円（うち消費税及び地方消費税 4,162,238 円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

1	特 定 役 務 の 名 称	令和 7～9 年度 三重県警察本部外 1 庁舎清掃管理業務
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係
3	落 札 者 決 定 日	令和 7 年 3 月 6 日
4	落 札 者	三重県津市丸之内 24 番 16 号 タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
5	落 札 金 額	入札価格 84,456,000 円 契約金額 92,901,600 円
6	決 定 手 続	総合評価一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 7 年 1 月 7 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 16 日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

1	特 定 役 務 の 名 称	令和 7～9 年度 三重県運転免許センター清掃管理業務
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係
3	落 札 者 決 定 日	令和 7 年 3 月 6 日
4	落 札 者	三重県津市丸之内 24 番 16 号 タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
5	落 札 金 額	入札価格 84,852,000 円 契約金額 93,337,200 円
6	決 定 手 続	総合評価一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 7 年 1 月 7 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>